

は「土地の形質の変更」に使用する者（以下「土壌使用者」という。）と「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第六項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使しないにもかかわらず、前条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者又は汚染土壌を第十八条第一項第二号若しくは第三号に規定する土地の形質の変更を使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（汚染土壌処理業）
第二十二条条（略）

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了しないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（汚染土壌処理業）
第二十二条条（略）

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第二十一条（略）

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了しないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

（汚染土壌処理業）
第二十二条条（略）

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ (略)

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

459 (略)

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 四 (略)

(譲渡及び譲受)

第二十七条の二 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ (略)

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

459 (略)

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 四 (略)

(譲渡及び譲受)

第二十七条の二 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ (略)

ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

(新設)

(新設)

(新設)

459 (略)

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二 四 (略)

(新設)

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合併及び分割)

第二十七條の三 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合(汚染土壤処理業者である法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤処理業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該汚染土壤処理業者の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業者の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七條の四 汚染土壤処理業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業者を承継すべき相続人を選定したときは、その者が当該汚染土壤処理業者を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならぬ。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第二十二條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條第三項(第二号ホに係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壤処理業者の地位を承継する。

(国等が行う汚染土壤の処理の特例)

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合併及び分割)

第二十七條の三 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合(汚染土壤処理業者である法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤処理業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該汚染土壤処理業者の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業者の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七條の四 汚染土壤処理業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業者を承継すべき相続人を選定したときは、その者が当該汚染土壤処理業者を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならぬ。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第二十二條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條第三項(第二号ホに係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壤処理業者の地位を承継する。

(新設)

(新設)

第二十七條の五 国又は地方公共団体（港灣法（昭和

二十五年法律第二百十八号）第四條第一項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壤の処理の事業については、当該の第二十二條第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的諒替えその他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 指定調査機関

（変更の届出）

第三十五條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。

第六章 指定支援法人

（業務）

第四十五條 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ（略）

ロ 要措置区域等内の土地に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置

ハ（略）
三・四（略）

（新設）

第五章 指定調査機関

（変更の届出）

第三十五條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。

第六章 指定支援法人

（業務）

第四十五條 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ（略）

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ（略）
三・四（略）

第五章 指定調査機関

（変更の届出）

第三十五條 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。

第六章 指定支援法人

（業務）

第四十五條 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ（略）

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ（略）
三・四（略）

第七章 雑則

(協議)
第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七條第二項、第四項若しくは第八項又は第十二条第五項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)
第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 (略)
- 二 第三条第四項及び第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七條第二項、第四項及び第八項、第十二条第五項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第二項の命令に関する事務
- 三 八 (略)
- 九 第七條第十項の汚染の除去等の措置に関する事務
- 十 第十二條第一項第一号の確認に関する事務
- 十一 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)
第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、

第七章 雑則

(協議)
第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七條第四項又は第十二條第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)
第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 (略)
- 二 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七條第四項、第十二條第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七條第二項の命令に関する事務
- 三 八 (略)
- 九 第七條第五項の指示措置に関する事務
- 十 (新設)
前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)
第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、

第七章 雑則

(協議)
第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)
第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。)の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 (略)
- 二 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、第七條第四項、第十二條第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七條第二項の命令に関する事務
- 三 八 (略)
- 九 第七條第五項の指示措置に関する事務
- 十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)
第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供しよう努めるものとする。

及び適切に提供しよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第三項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(有害物質使用特定施設を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力)

第六十一条の二 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供しよう努めるものとする。

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項若しくは第八項、第四条第四項、第五条第一項、第七條第二項、第四項若しくは第八項、第十二條第五項、第十六条第四項、第十九條、第二十四條、第二十五條又は第二十七條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第七條第六項又は第九條の規定に違反した者
- 三 六 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項若しくは第七項、又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条第一項又は第十二條第一項の規定に違反して届出をしない者、又は虚偽の届出をして土地の形質の変更をした者

三 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第

及び適切に提供しよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第三項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(有害物質使用特定施設を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力)

第六十一条の二 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供しよう努めるものとする。

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七條第四項、第十二條第四項、第十六条第四項、第十九條、第二十四條、第二十五條又は第二十七條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第九條の規定に違反した者
- 三 六 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項、第四条第一項、第十二條第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(新設)

(新設)

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

(新設)

第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四條第二項、第五条第一項、第七條第四項、第十二條第四項、第十六条第四項、第十九條、第二十四條、第二十五條又は第二十七條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第九條の規定に違反した者
- 三 六 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項、第四條第一項、第十二條第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一項本文又は第二項に規定する搬出をした者

四 (略)

五 (略)

第十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

六 第二十項第一項(同条第二項(同条第九項において準用する場合を含む。))及び第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

七 第二十条第三項前段又は第四項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

八 第二十条第三項後段(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

九 第二十条第五項、第七項又は第八項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

十・十一 (略)

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條(前条第三号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

二 (略)

第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十項第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

八・九 (略)

第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
(新設)

一・三 (略)

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條(前条第二号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

二 (略)

第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十項第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

八・九 (略)

第六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條(前条第二号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

<p>一 第七條第九項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第十二條第二項若しくは第十三項第十六條第三項第二十條第六項(同條第九項において準用する場合を含む。)又は第四十條の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者</p>	<p>四以下の過料に処する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>四以下の過料に処する。</p>
---	--	--------------------